

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻84号 96/3 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1996年4月25日(木) AM10~12

証人(大角先生)主・反対尋問

(会場: 芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

公判日程 1996年5月24日(金) AM10~

準備書面提出

処分者側デマ宣伝を碎き申立人証言終了 処分撤回裁決要求署名にご支援を

市芦救援会事務局

去る一月三十一日、一九八八年の深沢先生の強配に関する処分者側寺内代理人の反対尋問が行なわれました。「教育改革」による教育破壊の実態、異動の不当違法性等についての詳細な陳述に反論できないとみた寺内は「校長権限を侵してきた組合」との図式を無理矢理作りあげるしかありませんでした。さらに、カリキュラムや校務分掌等について手直しをせざるをえないほど松本教育改革の破綻は明白だとの主張に対し、「元に戻った」というが入試(切り捨て)は今も続いているでしょう」と、生徒切り捨てを誇っています。

三月八日、神戸地裁第六回公判では、六人の先生の公平審での主張・立証をまとめた準備書面を提出しました。

さて、震災復興をめぐる被災市民の声を聞かない都市計画策定、震災にかこつけた「行政改革」という職員合理化等、北村市政の本来の体質が次々と明らかになっています。

そのような状況下で市公平審が大詰めを迎えています。先日の「公正裁決要求集会・市芦救援会総会」は多数の支援の方々の参加の下に成功裡に終えることができました。被害企業の内部告発を組合運動として闘った記念講演の記録等は次号掲載の予定です。

今後、処分撤回裁決要求のとりくみをすすめていきますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

も／く／じ

第72回公開口頭審理報告

異動根拠を全面的に崩され、市採用教員が人事停滞の元凶と寺内デマ宣伝.....	救援会事務局.....	2
陳述書(抄).....	市芦高校教諭 大角 進.....	4
被災市民を排除して強行される「復興街づくり」.....	市芦分会.....	15
地域の子どもに開かれた学校を! 定員内の切り捨てを許さないぞ!.....	市芦分会.....	17
活動日誌/3		

第七二回公開口頭審理報告

異動根拠を全面的に崩され、市採用
教員が人事停滞の元凶と寺内デマ宣伝

市芦救援会事務局

主尋問で異動理由、公務の必要性、本人特定理由等について、その不存在を詳細に陳述しており、寺内代理人としては例によって難くせともいうべき反対尋問に終始するしかありませんでした。

まず、学校の混乱について、職員会議や新カリキュラムの決定に関して職員、組合が校長の命令に従わなかったから、との印象を与えようとしたが、申立人の反論を逆にひき出し、校長の専横独断を浮き上がらせました。

さらに、本件異動については「過員」とは主張できないため「人事停滞」を理由にしたてていましたが、他校と比べた具体的事実で完全に反証されていました。そこで困って「兵庫県教員採用試験を受けていないから停滞の元凶」との反論にならぬ主張をしました。任命権者は市教委であり、市教委の採用選考を受けてはじめて市芦の教員になれるというイロハも判っていません。処分者の意にそわぬ教員が異動希望を出さないため強配したという図式を明らかにただけです。

県の採用試験に通っていない人に
内示不要

寺内 異動に当たって、本人の打診、意向、同意の了解を事前にもらって異動がされたという話は、県の教員採用試験に受かっている人のことじゃないんですか。

深沢 全員が受かっているかどうか知りませんが、本人同意の上で異動してる。

学校長の決定にずっと
逆らっていた教員

寺内 六二年度、七月にカリキュラム委員会で決めたものを市教委がダメだと言い、九月に学校長から鈴木先生に話があったと、そこで、カリキュラム委員会として再検討するんじゃないんですか。

深沢 ダメだという理由がいられないまま、一〇月に鈴木先生が配転され、私も処分され議論する間もなく進められたということ。

寺内 カリキュラム委員会として学校長に提

案しましたか。

深沢 それ以前に学校長の方から提案されて、職員会議で意見が出た。

寺内 翌年三月末まで学校長の決めたカリキュラムに反対し続けていたんでしょう。

深沢 校長がこれでいくと言いつ、二、三年にいつでも変えろと一方的に言われ、職員会議で意見を出し合うということが不可能だった。

よくわからない所での
会議だから円滑

寺内 校務運営委員会のメンバーは。

深沢 部長と学年主任。

寺内 ほとんど組合員だったんじゃないの。

深沢 七名中、三名はすでに組合員を辞めていて、順次、全員組合を辞めています。

寺内 校務運営委員会が学校運営を中心にやっていたと。

深沢 ほとんど校長からの指示で、例えば朝会で校長から通告だけ出されて運営されてた。

寺内 校務運営委との対立は。

深沢 運営委は私らのよくわからないところでやられていた。

寺内 すると学校運営は円滑に行なわれていたということじゃないんですか。

深沢 授業が中止になるとか、卒業生がすぐ減っていくとかいうことを無視して円滑というなら別ですが、私はそんなのが円滑とは

思いません。

市芦は元に戻っていない、入試の
切り捨ては今もしている

寺内 選択科目について、選択制は現在も残ってるんですな。

深沢 大幅に減ってます。

寺内 形が元へ戻ってきたということを言っておられるが、校務分掌、生徒指導等も戻ってるんですか。

深沢 学年所属も私ははずされてましたが、今は、ほとんどの人がどこかの学年に所属する形に戻っています。

寺内 学校長が任命してるわけですね。職員会議はどうですか。

深沢 今、私は市芦にいませんから。

寺内 とばしといて何きくんや！
寺内 教育改革をやったが結局、元に戻ったじゃないかとおっしゃってるので、それがどういう状態か聞いている。入学の選抜はどうですか。また元に戻ったんですか。

深沢 定員内切り捨ては元に戻ってません。傍 ずっと生徒を切り捨ててると言いたいのか！ハレンチ！ いばって言うことか！

市採用教員は異動困難なので強配

寺内 異動は他校に比べて多かったと書いて

になると、ずっと市芦の教師としておるとい

う形ですか。

深沢 希望があれば移るかも。

寺内 県の採用者名簿に登録されてなくて、市で採用された教員の人は、

深沢 私の異動当時一〇人程度だと。

寺内 前年度六名が異動ですから、三二名の教員の約半数以上は異動が困難な教員で占められていたということ。

深沢 それはわかりませんよ。

28 事務局会議。

29 法対会議。地労協常幹。

3・2 公正裁判要求集会。市芦救援会総会。

4 法対会議。

6 第七三回市公平審（深沢反対尋問）

8 神戸地裁第六回公判（原告第五一〇準備書面（一九八七年強配六名の個別書面）提出）

9 芦屋市都市計画審議会の開催をめぐり、傍聴を認めない市当局、審議会に被災市民ら約百名が抗議。

12 芦屋地労協反行革交流会。

13 市教委・市芦高校管理職に対し、市芦入試での定員内切り捨てをせず、進路を保障することを申し入れ（芦教組と連名）芦屋地労協としても同主旨で要請。反行革の会交流会。

活動日誌（抜粋）1996.1.27～3.13

1・27 阪神地区部落解放研究集会。

29 通信No.82発送。

31 第七二回市公平審（深沢反対尋問）。事務局会議。

2・21・3 日教組第四五次教育研究全国集会。法対会議。

5 事務局会議。

7 事務局会議。

8 地労協常幹。

14 事務局会議。

15 法対会議。

16 法対会議。

19 事務局会議。

21 通信No.83発送。

22 事務局会議。法対会議。

27 法対会議。

陳述書(抄)

一九九六年三月六日

市芦高校教諭 大角進一

芦屋市立芦屋高等学校(以下、「市芦高校」という)において、一九八六年度から一九八八年度にかけて、芦屋市教育委員会(以下、「市教委」という)によって教員に加えられた一連の処分により、教育現場にもたらされた混乱と教育破壊について、私自身が現場にあって見聞きした事実を中心に、以下の通り陳述します。

第1 教育破壊をもたらした「松本教育改革」

「松本教育改革」までの市芦高校は、地域のすべての子どもに、高校教育を保障しているという教育観に立って、教育活動を行ってきました。(略)

これらの教育は「松本教育改革」により一挙に覆され、教育改革が進められていきました。

「松本教育改革」の何よりの特徴は生徒の切り捨てです。すでにこれまでの証言で述べられていますが、一九八七年度に入学し

た「松本教育改革」一回生の卒業生数が七九名(過年度生等五名)です。入学時に、一四一名の定員でありながら、入試で三三名の定員内切り捨てを強行し、一〇一名しか入学を許されなかった時の生徒です。この回生では「松本教育改革」の目玉とされた大学進学が四年制大学二名、短期大学五名でした。もっとも力を注いだはずの「改革一回生」の卒業生の結果からすると「松本教育改革」の破壊は明らかです。(略)

私はこうなることが十分予想された結果をまず示して、こうなるに至る教育現場の混乱と教育破壊を陳述していきしたいと思います。

1 生徒切り捨てによる卒業生の激減

「松本教育改革」以後の生徒切り捨ての結果、卒業生数がどのように減少しているかを見るために「松本教育改革」以前の六年間(ただし、一九八五年三月卒業の二一回生は丙午の年に当たり、生徒数自体が非常に少ない

ので除きます)と「松本教育改革」一回生(二六回生)が卒業して以後の六年間とを比べて次表に示します。

年度によるばらつきがあるとして、六年間の平均をだすと前者が一二八名、後者が九一名となっており、「松本教育改革」以後一学年につき平均三七名もの卒業生が減少していることとなります。このことは卒業生数が「松本教育改革」により、「松本教育改革」以前の卒業生数に比べて、大幅に二九%も減少したことを意味します。

「松本教育改革」前後の卒業生数の比較

回生(卒業年)	卒業生数	回生(卒業年)	卒業生数
17('81.3)	154	26('90.3)	79
18('82.3)	117	27('91.3)	83
19('83.3)	139	28('92.3)	112
20('84.3)	115	29('93.3)	99
22('86.3)	120	30('94.3)	94
23('87.3)	123	31('95.3)	79
6年間の合計	768	6年間の合計	546
6年間の平均	128	6年間の平均	91

「松本教育改革」以後卒業していった六回の卒業生に対して、それぞれの回生の入学人数、不合格者数、卒業生数を次表に示します。

「松本教育改革」の目玉とされた大学進学はどうなったでしょうか。先の卒業生数の場合と同じ「松本教育改革」以前の六年間とそれ以後の六年間を比べて次表に示します。

「松本教育改革」前後の大学・短期大学進学者数の比較

回生	大学	短大	回生	大学	短大
17	19	26	26	2	5
18	15	13	27	3	1
19	20	14	28	3	1
20	13	5	29	1	2
22	17	1	30	2	2
23	27	6	31	1	10
合計	111	65	合計	12	21
平均	18.5	10.8	平均	2	3.5

表から分かりますように、六年間の合計で、四年制大学への進学者が「松本教育改革」以前は一一一名、以後が一二名で、率にして、以前の一一%、短期大学進学者が以前の六五%と激減しています。

大学及び短期大学進学者数の合計が全卒業生数に占める割合の平均は、「松本教育改革」前が二三%、「松本教育改革」後が六%となっており、その率においても激減しています。

「松本教育改革」が大学進学を目玉として、

回生(卒業年)	入学者数	不合格数	卒業生数
26('90.3)	101	33	79(5)
27('91.3)	108	25	83(2)
28('92.3)	141	6	112(1)
29('93.3)	127	12	99(2)
30('94.3)	107	7	94(2)
31('95.3)	100	7	79(1)
合計	684	90	546(13)

※()は留年生と転入生数の合計(内数)

この六年間に五四六名が卒業し、九〇名が入試で切られ、一三八名(入学者数ー卒業生数)が退学していています。市芦高校を必要とした生徒の二九%が切り捨てられています。障害児をはじめ、市芦高校を受験することさえあきらめていった生徒を入れると市芦高校を必要とした生徒の切り捨て率はもっと高くなります。この六年間の入学者に対する卒業率は八〇%です。

「松本教育改革」以前は、入試定員内で大量切り捨てを行ったことは一度としてありません。可能な限り生徒を受け入れるという方針のもとに切り組んできました。先ほど同じ六年間に、生徒それぞれがかえ持つ困難な教育状況の中から七六八名が卒業にこぎ着けました。卒業率は八六%です。

2 閉ざされた生徒の進路状況

このことについて、一九八六年二月一日の広報あしや(甲第369号証)に「入学者の四人に一人が、自らの意思で退学している現状は、子どもを大切にする教育とは考えられません」という市芦高校を誹謗、中傷する記事が掲載されていますが、これは市の広報紙を使った市教委が悪質な虚偽の情報を流して、「松本教育改革」を正当化しようとしたものです。

いつの時も市芦を卒業していく生徒にとって進路が容易であったことはありません。これまで生徒の進路を保障していくことを最も重要な課題と考えて、三年間にわたって、たえず、生徒にどういう生き方をしていくのかを問い、学習意欲を高めるために、担任、学年、学校が一体となって取り組んできました。(略)

「松本教育改革」はこの高校生活三年間の総和として取り組まれてきた進路指導体制を根本的に破壊しました。その結果として、生徒の進路は以下に述べますように閉ざされたものになっていきました。

(1) 大学・短期大学進学者数の激減と専門学校進学者数の増加

多数の生徒切り捨てをも省みることがなかったにもかかわらず、その点において何の成果も上げ得なかったことを指摘せざるを得ません。

大学が駄目なら、生徒は願書さえ提出すれば合格する専門学校へと流れます。「松本教育改革」前後の六年間の専門学校進学者数の比較を次表に示します。

回生	専門学校	回生	専門学校
17	24	26	26
18	24	27	28
19	32	28	55
20	23	29	42
22	28	30	28
23	20	31	22
合計	151	合計	201

専門学校進学者数の全卒業者数に占める割合の平均率は、「松本教育改革」前は二〇%、「松本教育改革」後は三七%で、ほぼ倍増しています。

大学・短期大学・専門学校進学者数の合計の全卒業者数に占める割合は「松本教育改革」前が四三%（三三・二〇）で「松本教育改革」後が四三%（六十三・七）ですから、このことから大学進学失敗者が専門学校に流れたことが明らかです。

百万円を超える学費を納めながらかなり多

数の生徒が専門学校を辞めていきます。これでは十分な進路指導が行われているとは言えません。

(2) 就職状況と無業者数の増加

「松本教育改革」以前の就職率は、四四%、五一%と安定していました。「松本教育改革」後は、就職生の割合がひどく減少しています。その一方で、自分の進路のことが煮詰められず、進学も就職もしない無業者が増加し、最近の二、三年は二〇～三五%に達してきています。

「松本教育改革」は「一人一人の進路に合ったカリキュラム選択ができる」ということを一大特色としてかかげ、大いにアピールし、松本教育長自身も芦屋市議会での旨の発言を繰り返しています（甲第368号証P一四七、P一五三）が、進路先も選べない生徒が何人も出てくる結果を生じさせました。これでは進路指導とは言えません。

第2 「松本教育改革」による 学校運営の混乱と破壊

市芦高校現場における「松本教育改革」の特徴とその混乱・破壊は一九八六年度から一九八八年度における前田・井上校長時代の三年間に最も端的に現れています。一九八九年

度以降は「松本教育改革」のいっその破壊と、それではやっていけないって大幅に手直しせざるを得なくなりました。それほど「松本教育改革」は常軌を逸したものでした。一九八七年度に関しては深沢陳述書（甲第340号証）にくわしく述べられている通りです。ここでは若干の補足と一九八八年度以降に関して述べていきます。

1 任命校務分掌による学校運営 からの組合員の排除とその破壊

一九八七年四月一日の職員会議で、唐突に、職務命令で校務分掌が発表されました。この校務分掌の決め方は「松本教育改革」の大きな特徴で、それ以後今に至るまで継続されています。

この職務命令による校務分掌では、学校を追われた先生たちと教育活動をともしにできた組合員のベテラン教員は担任はもとより、学年配置、奨学金係、進路指導部といった、これまで、市芦高校の教育活動の重点が置かれてきた分掌から排除され（前年度一年生の担任であった二名の組合員は担任からはずされました）、専任の図書係（二名）や障害者解放研究部（以下、「障害研」という）顧問（五名）といった分掌に封じ込められました。（略）

障害研顧問については、校長は「障害児教

育に熱心なベテラン教員を配した」と言っただけかもしれませんが、これは口実でしかありません。なぜなら、教員三二名体制は障害児コースを考慮に入らずに算出された教員数で、市教委は障害児の教育保障のために配置した加配教員を全廃し、これまで進めてきていた障害児教育そのものを認めないとする方針であったからです。その方針のもとに、一九八七年度以降点数の取れない障害児はすべて入試で不合格にされ、一九八七年度の一年生では障害児コースは廃止されました。（略）

翌一九八八年度には障害研顧問を三名に減員し、翌々一九八九年度にはコース廃止、顧問一名（担任と兼任）とし、市芦高校における障害児教育は幕を閉ざされました。

このように、専任制の図書係や障害研顧問は組合員を主要な校務分掌から排除するため利用されたに過ぎません。

こうした学校運営はうまく機能しませんでした。いたるところで「松本教育改革」が破壊し、教育力の低下が著しくなるにつれて、担任をはずした組合員にも担任を任命し、学年をはずした組合員にも学年配属するようになりまし。そうしなければにっちもさっちゃんもいなくなつたのです。

2 「進路変更」という名の退学強要

―生徒指導の破壊―

一九八八年度、前田校長が市教委指導部長に転出した後を受けて、井上教頭が校長に就任しました。この年、市教委から村上指導主事が採用され、彼を生徒指導部長に据えて、生徒指導体制を強化しました。さらに、村上には総務部長も兼任させ、強い権限を与えました。このようなことは市芦高校始まって以来のことで、異様としかいいようがありません。市教委の強い意向が反映されたものと考えられます。

生徒指導体制を強化するということでしたが、規則を厳しくして、それを機械的に当てはめるだけです。この年、前年同様職員会議での討議もなく、生徒特別指導規則が一方的に通告されましたが、それらのうちの一部は「私服で授業を受けた場合は、その授業は欠課とする」、「授業開始後一〇分以上の遅刻は欠課とする」（甲第377号証）といったものです。こういう規則を徹底することによって、教育効果を生むことはなく、逆に、生徒の学習意欲を損ない、学校嫌いの生徒が多数出てくる結果となりました。（略）

欠席時数を増やしていく生徒が増えていき、二学期半ばまでに、進級条件を満たさないからという理由で、退学に追い込まれていく生徒が何人も出てきました。

生徒たちは理由もなく学校を休んだり、勉強が出来なくなったりするものではありませ

ん。それ故、これまでは欠席の重なりがちな生徒に対して「どう立ち直らせていくのか」をめぐって、担任を中心に本人、親とも時間をかけて話し合い、学年会議、職員会議等も重ね、きめ細かい指導を行ってきたのです。これまでの市芦高校なら充分に立ち直っていく生徒が中途退学を余儀なくされていきました。なぜなら、大幅な教員削減を行い、規則を機械的に当てはめたため、きめ細かい指導ができなくなったからです。

3 カリキュラム・授業の破壊

一九八七年度に続いて、一九八八年度以降もカリキュラム・授業の破壊は一層進みました。そのことに関して、まず私の担当教科である数学科における状況を述べ、一九九一年度から「松本教育改革」の大きな柱であった大幅選択制カリキュラムを以前の形に向かって変更せざるを得なくなった状況を述べていきます。

(1) 数学科における授業の破壊

① 私たちが進めてきた授業改革と 授業の成立

「松本教育改革」により、入試で点数の取れない生徒を切り捨てたからといって、市芦

高校に来る生徒のレベルアップが果たされるものではありません。今も、中学校から送られてくる内申点でいえば、入試五教科(国語、社会、数学、理科、英語)の一〇段階表記で平均四以下(五段階表記で二か一)の生徒が大部分です。とりわけ数学を苦手とする生徒は圧倒的多数です。

「時を刻む」(甲第224号証)のP四一からP四三に市芦高校に入学してくる生徒の基礎学力診断テスト結果の誤答率やその推移を示しています。

この表からもわかるように、 $5/6 \div 3/2$ といった分数計算ができない生徒が二五%以上います。 $3150 \div 3$ といった一桁の割り算のできない生徒が同じく二五%近くいます。このことはまた、割り算の考えを含む問題、例えば速度に関する問題になると式が立てられないことを意味しています。二次方程式になると簡単なものでも六〇%以上の生徒ができません。教科書の一番最初に出てくる文字式に対する拒否反応があります。多くの生徒が小学校や中学校で授業が分からなくなると、それ以後わからない点を取り戻せないまま、わからない授業を受け続けることになるのです。

これらの生徒の学習意欲を引き出していくためには、教師は、学力的に最もしんどい生徒を視野に入れ、彼らにかみ合っていく授業

を手探りで作り出していく以外に道はありませんでした。数学科は一九七四年度より、教科書の内容に沿いつつも教科書に頼ることなく、数学教育協議会等すぐれた民間教育団体や他校の教育実践に学びながら、独自の教材を作っていくことになりました。失敗の連続であり、試行錯誤の連続でした。

私たちは試行錯誤を繰り返しながらも、生徒の学びたいという意欲を大切にすくい上げながら、四則計算ができれば、高校で目標とされている数学(教科書に沿った内容)が授業の中で理解していける、本質的でしかもわかりやすい教材を作り上げてきました。実際の教材例として、かけ算、割り算の仕組みからはじめて、数学の最も重要な柱の一つである微分の導入(二年生の教材)に至る教案を「時を刻む」(甲第224号証)P四九、五二に示しています。

一斉授業を成り立たせていくためには、教科だけの取り組みでは十分ではありません。教科指導とホームルーム指導が一体となる必要があります。授業を受ける前後の取り組みとして、生徒が学習意欲を取り戻していけるよう担任を中心に、学年会議等で、絶えず話し合い、励ましていくことが行われてきました。そのような取り組みがあった上で、授業の中で「授業がわかった」という実感を持つこと、「やればできる」という自信を持つことが大

の前の一九八六年度と後の一九八七年度の数学科担当時間数一覧表を次表に示します。

1986年度数学科担当時間数一覧表

氏名	授業時間数	科目数	作成教案数	科目名
河村	17 (4)	2	7	数学I、障害生数学I
柳尾	15	2	6	数学I、障害生数学I
石田	16 (5)	2	5	数学II、障害生数学II
星野	16 (2)	2	5	数学II、障害生数学II
西田	14	3	8	代数幾何、数演、障害生数学III
大角	14	2	6	代数幾何、数学演習

ただし、()は複数担任時間数(内数)

1987年度数学科担当時間数一覧表

氏名	授業時間数	科目数	作成教案数	科目名
大角	16	5	13	数I、数II、3数II、障数II・III
柳尾	17	4	11	数I、数II、基解、3数II
星野	17	5	15	数II、代幾、3数II、微積、数演
U	14	3	9	数I、数II、確率統計

ただし、Uは時間講師

「松本教育改革」によって、一九八七年度、数学科では教員数が六名から一挙に三名プラス時間講師一名にされました。その上、大幅選択制カリキュラムが導入され、理科系コースがもうけられたために、二年生・三年生の数学の授業がすべて選択授業になりました。このため、教員一人当たりの科目数、教案数が大幅に増えることになりました。どのように変化したかを示すため、「松本教育改革」

私に關していえば、一九八六年度は二科目、作成教案数六でしたが、一九八七年度は五科目、教案作成数が一三になりました。これは私の持ち時間数が一六時間ですからほとんど時間が一回限りの授業ということになります。他の教員も多少の違いはありますが同じ状況です。

私たちがこれまで取り組んできた「学力保障」などとても言っていられない状況で、授

切です。一〇の内、一つでも二つでもわかったという確かな手応えをつかむことができるような授業をすることが必要です。あとは「ここ、わからない」と生徒が声に出せるようになることが授業成立の鍵となります。

学習意欲や学力をめぐりに取り戻していった生徒の一人に一七回生(一九七八年四月入学)の在日朝鮮人生徒K子があります。K子は「学力破壊」がもっとも著しかった生徒でした。かけ算の九九の6の段、7の段が不確かという子でした。そのころは入学して、最初は「量と数」という単元で、かけ算・割り算の仕組みについて授業を行っていました。K子にとって、自分が不確かであったものが正確に自分のものになり、それを使って授業でやっていることに對して正しい答えが出る、それは大きな自信につながるものでした。K子が学習の場としてのクラスとそこでの自分の位置がどれほど大切なものであったかを三年生になって、次のように語っています。

「私は小・中学校と数学が苦手だったのに、高校に入って、数学を教えてもらうと少しわかるようになってきた。その味を覚えると、納得できるまで知りたくなって、わかるまで教えてもらうようになった。授業中もわからないところがあったら、『ここ、わからない』と言えるようになった。先生がしつこいぐらい、私がいやになるまで、ゆっくりといねい

業準備に追われ毎時間、毎時間の授業をこなすのがやっとでした。このため授業の低下は免れませんでした。この状況は、後述するようになり、大幅選択制カリキュラムが行きづまっていた、一九九一年度に改善されるまで続きました。

「松本教育改革」以前は各学年二名体制を組んでいましたが、「松本教育改革」後、私は学年配置からはずされていたため、学年によつては数学教師がいない学年も生じました。また、学年に属していてもその学年を主に教えないといういびつさも生じました。このため、これまでのように学年会議を通じて生徒の授業の様子を話し合い、生徒を励ましていくということも全く不可能になりました。

先述しましたように私たちが悪戦苦闘して作り上げてきた授業の成立のための条件は「松本教育改革」によりことごとく断ち切られました。生徒の実態を全く無視したこの「松本教育改革」の強引なやり方は「勉強が嫌い」の生徒を大量に生み出しただけです。

③ 時間講師による授業の破綻

一九八七年四月数学科の教員は六名から一挙に三名に削減されました。これではとても授業が組めないもので、これに時間講師が一名配置されました。これまでは一〇時間以上の

時間講師を置かないという申し合わせが各教科や組合と校長の間でなされていました。このことは前田校長も第一九回証言において、申立人代理人の「通常（時間講師に）一〇時間以上の時間を持たすのはいけないんじゃないですか」という問いに「まあ、おっしゃる方が理想ではあります」と答え、このことを認めています（第一九回前田証言P三六）。U時間講師は一四時間もの授業時間を受け持つことになりました。この時間講師を例にして、時間講師の持つ問題を述べてみます。

一四時間もの授業時間を持ちながら、いくつかの学校を掛け持ちする時間講師ゆえに、学校に来れる日が限られています。そのため、一日四時間～五時間もの過密な授業を持ち（甲第37号証の6）、授業が終われば生徒の質問にも何ら答えることもなく、退校します。しかも、U講師の話によれば、採用に当たって、校長は生徒の実態を詳しく話すこともなく、「教科書通りの授業をして欲しい」とだけ要請されたということです。これでは生徒の学力実態に出会って驚くだけで、生徒とのコミュニケーションをとることも十分できず、授業を成立させることは不可能に近いことでした。

六月一八日、U講師に彼が受け持つ二年生のクラスの全生徒より「わかる授業を」という

うとしたのですが、項目を一つずつ説明していききました。中には「私もそう思う」と教頭も言い、前の校長が決めたことなので自分には責任がないかのように言っていました。が、あまりにもまともな要請であったために受け取らざるをえませんでした。このような重要な時に私たちは職務命令による杜撰な学校運営のために振り回されました。

(2) 生徒の学習意欲を後退させ
混迷を深めていった授業

「学力保障」に積極的に取り組んできた九人ものベテラン教員を学校から排除したため、時間講師、助教諭、若手教員による授業の比率が高まりました。授業における問題は時間講師にだけあるものではありません。若手教員や新人教員が、三年経てばこぞって異動希望を出す原因のひとつは、生徒たちとの関係が結ばず、授業が破綻している現実があるからです。（略）

授業の成立のためにはどの教科においても大変な工夫と努力が払われてきました。また、それぞれの教科だけの問題としてでなく、学年会議において、生徒たちが授業をどのように受けているのか、どうしていけばよいのか、がたえず話し合われ、そのことが授業に生かされてきました。「松本教育改革」は人的にもシステマ的にもこの授業改革の取り組みを

ことごとく断ち切りました。

生徒たちは「わからない授業」を形式的にだけ進められると「もうええわ」ということになります。それは他の授業にも影響していきます。生徒の拒否反応が大きくなり、学習意欲もますます後退していったため、授業の研究もこれまで以上に難しいものとなり、これまでの生徒が難なくこなしていた教材もこなせなくなつて、いっそう混迷を深めていきました。

(3) 大幅選択制カリキュラムの破綻

「松本教育改革」の主要な柱であった大幅選択制カリキュラムに関しては、先述しました数学科だけでなく他の教科でも同じ様な問題が生じていて、授業が非常にやりづらいついという声はますます大きくなっていました。その声を無視することはもはや出来なくなり、各教科会議の意見・要請が一九八九年七月一四日に教科代表会議という形でなされ、職務命令で一方的に決めるのはあまりにおかしい、大幅選択制カリキュラムでの授業は生徒にとっても、教師にとっても弊害ばかりが目立つ、「松本教育改革」以前のクラス単位の授業を中心にしたカリキュラムに戻すべきであるとの意見集約がなされました（甲第375号証）。こうして大幅選択制カリキュラムは非常に混

うクラス全生徒署名入りの要望書（甲第45号証）が提出されました。このようなことはこれまでになかったことです。（略）

結局、U講師は一学期で辞めてゆき、二学期からは別の時間講師が配置されました。彼もまた、授業に行きつづまり二学期で辞め、三学期はまた別の時間講師が配置されました。「松本教育改革」の現場推進者である前田校長も、時間講師では市芦高校の授業が成り立たないことを十分承知しているのです。それにも関わらず、なんら有効な手は打たれませんでした。このことは「松本教育改革」そのものが「市芦高校をよくするため」と称しながら、教育基本法第一〇条に定められた教育行政の教育のための条件整備を第一の目的としてこなかったことを意味しています。

あまつさえ「教員免許をもっておられるわけだから、正規の教師も時間講師もどこにも差がない」という小林証言（乙第83号証）は、次々に時間講師が辞めていったという事実を正視しない暴言で、人事管理の責任者の言葉とも思えません。このような認識で適正な教員人事管理ができるはずはありません。そのための混乱による不利益はすべて生徒と現場の教員がかぶることになったのです。

④「松本教育改革」三年目もまた、新年度の時間制が組めない混乱とその理由

「松本教育改革」三年目の一九八九年四月一日の職員会議で三度目の職務命令による校務分掌と各教科の担当時間数一覧表が通告されましたが、またもや、それでは数学の時間割が組めなくなりました。その混乱について陳述します。甲第372号証を示します。この数学科の担当時間数一覧表によれば、私の授業時間数は一〇時間、新入教員の池上は一七時間です。実際、これでやっていけるのか疑問に思っていました。

四月五日、山形教頭からこのままでは時間割が組めない、変更して欲しいという電話が教科主任の私にありました。それに対して、私は「職務命令で決めておきながら時間割が組めないなどというのはあまりにも杜撰であるし、あまりにも一方的である。なぜ、こうなったのかの責任を明らかにすること、今後、教科会議で話し合って決めていくことを認めることを含めて、どうしていくのか明確な答が欲しい」と返答しました。

「松本教育改革」以来三度目の新学期がもう始まるという時になつても、時間割表が組めないような混乱が続いていたのです。そのような学校はどこにありますか。四月五日といえば、時間割も決まり、自分が受け持つ科目に対して、どう教材を組み立てていくのかあれこれ準備を進めている時期です。一年の授業計画を作っている時です。その時にま

「松本教育改革」三年目の一九八九年四月一日の職員会議で三度目の職務命令による校務分掌と各教科の担当時間数一覧表が通告されましたが、またもや、それでは数学の時間割が組めなくなりました。その混乱について陳述します。甲第372号証を示します。この数学科の担当時間数一覧表によれば、私の授業時間数は一〇時間、新入教員の池上は一七時間です。実際、これでやっていけるのか疑問に思っていました。

四月五日、山形教頭からこのままでは時間割が組めない、変更して欲しいという電話が教科主任の私にありました。それに対して、私は「職務命令で決めておきながら時間割が組めないなどというのはあまりにも杜撰であるし、あまりにも一方的である。なぜ、こうなったのかの責任を明らかにすること、今後、教科会議で話し合って決めていくことを認めることを含めて、どうしていくのか明確な答が欲しい」と返答しました。

「松本教育改革」以来三度目の新学期がもう始まるという時になつても、時間割表が組めないような混乱が続いていたのです。そのような学校はどこにありますか。四月五日といえば、時間割も決まり、自分が受け持つ科目に対して、どう教材を組み立てていくのかあれこれ準備を進めている時期です。一年の授業計画を作っている時です。その時にま

「松本教育改革」前後の奨学生数の比較

年度	在籍者数	奨学生数	年度	在籍者数	奨学生数
1979	440	108	1987	326	61
1980	461	102	1988	320	53
1981	425	87	1989	329	64
1982	376	75	1990	355	59
1983	366	75	1991	352	53
1984	363	78	1992	314	44
1985	399	94	1993	270	35
1986	374	73	1994	265	39
合計	3204	692	合計	2531	408
8年間の平均率		2.2%	8年間の平均率		1.6%

であったベテラン教員を担任からはずし、経験の浅い教員を担任に任命しました。このため、奨学生指導の取り組みはその考え方、経験、実践を何ら引き継ぎ生かされるものではなくりました。このことは滝山陳述書（甲第277号証P二四）、深沢陳述書（甲第340号証P八）によって厳しく批判されています。

次表は「松本教育改革」前、後の八年間の奨学生・授業料免除者の状況を表したものです。ただし一九九五年度は阪神淡路大震災のため状況が激変したため除きました。このことについては後述します。

6 「松本教育改革」の無責任さを示す 管理職人事

「松本教育改革」は最も民主的であるべき学校において、校長権限を強めるという名のもとに職員会議を無力化して、問答無用の体制を敷きましたが、市教委、学校管理職は「松本教育改革」に対して責任をとることはありませんでした。その結果、市芦高校は管理職養成学校になりました。

市芦高校における管理職の異動は松本教育長就任の一九八七年度から一九九〇年度の四年間にかけて次表に示しますよう次々と変わりました。とりわけ校長が毎年替わりしました。

1987年～1990年における管理職の異動表

		1987	1988	1989	1990
校長	前田校長				
	井上校長				
	泥校長				
	波平校長				
教頭	井上教頭				
	山形教頭				
	木下教頭				

彼らは「松本教育改革」の何を担ったのでしょうか。「教育改革」をほんとうに行うつもりならばこのように次々と管理職を替えるべきではないはずです。このことは松本教育長主導の市教委が直接に市芦高校の学校運営に無責任で、場当たりに介入した結果に他なりません。毎年校長を替えざるを得なかったことは「松本教育改革」の破綻を証拠立てています。

第3 市芦高校の現状と 求められる教育の再生

私は一九七四年六月市芦高校に採用されて以来「教育改革」による任命担任制がはじめ

乱を生み出した後、手直しせざるを得なくなりました。

一九九〇年一月一八日の職員会議で校長から職員に、大幅選択制カリキュラムの変更が以下の要旨で、伝えられました。

「今回、来年度の新カリキュラム案の編成が行われた（甲第376号証）。改革点は、昨年度（一九八九年）からの申し送り事項でもある、来年度のカリキュラムから選択科目を減らして（二年生 二時間→七時間、三年生 二時間→二時間）、クラス単位で行う授業を増やすという点である。

本年度、教務部を中心にカリキュラム検討委員会、校務運営委員会で、なぜ選択科目を減らすのかの討論がなされてきた。

三点ほどにまとめられる。

ア 授業の成立にはクラスのみとまり、仲間作りが大切。ホームルーム単位の授業が少なくない生徒が自分のクラスにいる時間が少なくて、仲間作りが希薄になる。

イ 選択授業が多いため、教科の科目数が増え、一人で四、五科目も担当し、教材準備に追われて、教材研究ができなくなった。これを改めて、一人当たり二科目を目安にしたい。

ウ 生徒の選択希望調査をもとに授業を組むと、一クラス五名程度のクラスがあり、他方で、三〇名以上のクラスがあったりで、

授業をうける生徒数に非常な片寄りができる。また、指導困難な生徒がある授業に集中する。これらの点が解消されたい」

以上のことは、二年生で選択制が残されたりして、不十分であるが、「松本教育改革」以前に私たちが授業が成り立つための条件として取り組んできたものであり、大幅選択制に反対してきた理由そのものです。一九九一年度以降は、市教委もこのカリキュラム案をほぼ認め、実施されていきました。

この「松本教育改革」によって打ち出された教育課程編成に関わる大幅選択制カリキュラム導入の完全な破綻は、一年間で取りやめとなった能力別クラス編成と共に松本教育長主導の市教委が生徒の実態、現場の教育実践を全く無視し、強引に市芦高校への教育介入を計ったためです。その結果、生徒のクラスにおける人間関係をバラバラにし、授業がわからない、学校がおもしろくないという生徒を大量に生み出し、彼らの教育権を奪っていったことの責任はあまりにも大きいといわねばなりません。

4 ホームルーム活動、学校行事等の衰退

これまでの市芦高校は生徒同志の人間的なつながり、出合いを大切に考えて、ホームルーム活動、学年行事、学校行事等に積極的に

取り組んできました。生徒たちはそのような風土の中で、活力を取り戻し、人間としての誇りを持って市芦高校を卒業していききました。

「松本教育改革」以後、失われたものもたくさんあります。水泳授業、夏のスポーツ大会が理由を知られることもなくなりました。従来から行われていたものもその内容は大きく変わりました。たとえば、文化祭に関して述べますと、かつては各ホームルームが競い合っていたホームルーム劇や部落問題研究部、朝鮮文化研究部、障害研のメンバーがそれぞれの生き方を問いかけた劇は行われなくなりました。（略）

今は軽音楽部や有志によるバンド演奏など一部の生徒の活躍が目立ち、大多数の生徒はただ観客となって見るだけ、聞くだけになっています。

5 奨学生指導の衰退

滝山陳述書（甲第277号証P一七）にくわしく述べられていますように、「松本教育改革」以前は奨学生指導に重点が置かれていたため、総務・教務・生徒指導・進路指導の四部に奨学金係が加わって、五部の体制が整えられていました。「松本教育改革」はこの奨学生指導体制を破壊し、奨学金係を学年主任の兼務としました。また奨学生指導に熱心

芦屋市都市計画審議会の運営について抗議いたします。当クラブは、街づくりという市民の生活に直結する問題を、市民に広く知らせるという報道の立場から、非公開という方針には了承いたし兼ねます。

本日、市民の熱意によって、一部、傍聴と意見陳述を認められましたが、当クラブも会議の傍聴及び撮影を要望したにもかかわらず、明確な理由を示さないまま、傍聴を認められなかったことは、「閉鎖した芦屋市」としかみられず、大変、残念に思われます。

今回に関しては、会議の混乱を避けるため、やむを得ず退席しましたが、審議会の非公開を認めたものではありません。密室での審議で、芦屋の街づくりの方針が決まることには反対ですが、会議公開の方針はいくらでもあります。そういう議論のないまま、一方的に非公開を押し付けられるのは民主的でない方ではありません。

つきましては、なぜ、非公開なのか、今回のように一部の住民に傍聴を認める状態でも、非公開とする論拠について、納得できる回答を三月十一日までに、文書で示していただくよう要望します。

市立芦屋高校（市芦高校）は定員内切り捨てを行わず、 全ての中学生の進路を保障しよう！

■ 被災者も容赦なく切り捨てた市芦と市教委

阪神大震災から間もない昨年3月、両親を失ったり、家が壊れたり、仕事ができなくなったり、生活が根こそぎ破壊された中でも、みんなは必死で立ち上がろうとしてました。

その中には、家族の苦闘に支えられながら自分の進路を切り開こうとして市芦高校を受験した中学生たちもいました。みんなが必死でした。子どもも親も。

しかし、市芦は入学定員120名に対して受験者は108名でしたが、9名の子どもを「高校へ来る資格がない」として定員内で不合格としました。

県教委からは毎年「定員内で不合格者を出さないよう」通達が出されています。加えて昨年は、被災者のみなさんを励ますために、中学卒業生たちを可能な限り高校へ受け入れるよう通達が出されていました。その通達に従って大半の県立高校、私立高校は受験者を積極的に受け入れていました。

その中で、市芦高校と芦屋市教委だけが、非情な定員内切り捨てで臨み、9名の子どもを切り捨て彼らの希望を打ち砕いてしまったのです。

■ 卒業生数を減らし子供の進路をふさいだ「教育改革」

定員内大量切り捨てが始まったのは、松本教育長と北村市長（当時教育委員長）が「教育改革」という名の教育破壊を推進し始めた、1987年からです。

市芦高校の卒業生は、「教育改革」を前後して大量に減少しました。「教育改革」前・後の6年間の卒業生数の平均を比べてみると一目瞭然です。

「教育改革」前＝128名
「教育改革」後＝91名

この間、入学定員が変わったわけではありません。中学卒業生数も変わっていません。入試で切り捨て、入学後も規則と処分で切り捨て、卒業生は減っていったのです。

さらに、「教育改革」の売り物は大学進学率を上げることでしたが、残念ながらそれも失敗しています。「教育改革」前・後の6年間の大学進学率の平均を比較してみれば明らかです。

「教育改革」前＝19名
「教育改革」後＝2名

現在も市芦高校では「教育改革」を推進するために、見せしめとして「勉強のできない子ども」の一部を定員内で切り捨て続けています。しかしながら、そのような見せしめと規則と処分による「教育」によって、子どもの力を引き出せるわけがありません。

定員内切り捨てを典型とする「教育改革」は、子どもの進路を閉ざす教育破壊を生み出したただけでした。これは、当時の教育委員、あるいは教育委員長であった北村市長にも大きな責任があります。定員内での子どもの切り捨ては、もう絶対に許すことはできません。

■ 子どもを受け入れ、育てる教育を！

芦屋市教委は、「生徒を受け入れ、育てる教育」を推進してきた市芦高校の教員の多くを事務職員として市芦高校の外に配転したうえで、生徒切り捨ての「教育改革」を市芦の校長に推進させています。

その影響で、中学校においては、一度学習意欲と自信を失った子どもたちは、「どうせ受けても落とされる」と受験すら断念していつています。

市芦高校の受験生の減少は、市芦の切り捨て教育と教育破壊に原因があるのです。「教育改革」前であれば、中学校・高校の連携で、子どもを励まし、市芦高校へ進学させることで子どもたちに自信と学習意欲を取り戻させ、各自の進路をつかみ取らせることも可能でした。

今こそ、市芦を「高校進学を希望する中学生に光を」という市民運動によって設立された趣旨に立ち戻らせ、芦屋市民の全ての子どもに後期中等教育（高校教育）を保障していく学校としていかなばなりません。これこそ真の「教育改革」です。

みなさん、芦屋市教委と市芦高校の「定員内不合格」を許さず、今年こそは仮設住宅から通う中学生、被災地の中学生から一人の定員内不合格者を出さないように力を寄せてください。

「定員内切り捨てをするな」要請先

芦屋市教育委員会 三浦 清 教育長

芦屋市立芦屋高校 波平 憲二 校長

1996年3月

兵庫県教職員組合 芦屋支部
兵庫高等学校教職員組合阪神支部 市芦分会

定員内切り捨てはもうやめよう（入学定員120名、受験者90名）